

一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、全市町村が笛吹市境川町寺尾地内において取り組む広域的・拠点的な一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の整備を支援するため、当該処分場の整備に関連し笛吹市（以下「補助事業者」という。）が実施する道路整備事業及び地域振興施設整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業及び補助率)

第2条 補助金交付の対象となる事業区分、補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、事業区分ごとに補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- 一 事業実施計画書（第2号様式）
- 二 収支予算書又はこれに代わる書類

(補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書（第3号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- 二 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付の決定等)

第5条 知事は、補助金を交付すべきものと認め、交付の決定をしたときは、補助事業者に補助金交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 前条第1号の変更承認申請及び同条第2号の中止・廃止の申請があった場合も同様とする。

(実績報告書)

第6条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（第6号様式）を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書（第7号様式）

二 精算書又はこれに代わる書類

- 2 補助事業者は、補助事業が完了しない場合において、補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、当該会計年度終了時点における実績について年度終了実績報告書（第8号様式）を交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第7条 知事は、事業実績報告書の提出を受けた場合には、速やかに検査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合している認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 補助金は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

（帳簿等の整備及び保管）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（実施細目）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別にこれを定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

事業区分	補助対象事業	補助対象経費	補助率
道 路 整 備 事 業	<p>笛吹市が実施する市道整備事業（当該市道整備を原因とする既存の県道改良を含む。）とする。ただし、処分場の取付道路として処分場から既存の県道までの区間とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本工事費（工事請負費） 2 附帯工事費（工事請負費、下水道整備等の負担金等） 3 設計及び試験費（設計・測量、補償調査、温泉掘削許可調査、動力設置許可業務、事業認定業務、環境影響評価調査等の委託料又は負担金等） 4 用地費及び補償費（公有財産購入費、補償・補填及び賠償金等） 	<p>当該経費のうち、国交付金を除いた額の 10/10 以内とする。</p>
地 域 振 興 施 設 整 備 事 業	<p>処分場の整備に関連して笛吹市が処分場の隣接地で実施する地域振興施設整備事業とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 5 機械器具費（備品購入費） 6 事務費（不動産鑑定料、契約書に貼付する印紙代、登記事務委託等、事業認定手続の手数料、事業認定手続に必要な新聞広告料等） 7 その他知事が認める経費 	<p>当該経費のうち、国交付金を除いた額の 1/2 以内とする。</p>

(第1号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市

市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業) 交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1. 補助事業の目的

2. 補助金交付申請額 _____円

事業費 (A)	国交付金 (B)	国交付金を除いた額 (C) = (A) - (B)	県補助申請額 (D)
円	円	円	円

3. 関係書類

- ① 事業実施計画書 (第2号様式)
- ② 収支予算書又はこれに代わる書類

(第2号様式)

令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業)〔当初・変更〕実施計画書

事業計画	
事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
全体事業費	円
県費補助額	円
事業箇所	笛吹市境川町〇〇地内
工事概要	延長 L = m 幅員 W = m (標準横断図) 施設概要 (工事計画平面図)

※ 変更申請時、変更内容が分かるように上段に()書きで変更前の内容を記入すること。

(第3号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市

市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業) 変更承認申請書

令和 年 月 日付け環整第 号をもって交付決定のあった令和 年度一般廃棄物
最終処分場整備促進対策事業費補助金(〔道路・地域振興施設〕整備事業)について〔交付決定額・
内容〕を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 変更後の補助金交付申請額 _____円

事業費 (A)	国交付金 (B)	国交付金を除いた額 (C)=(A)-(B)	県補助申請額 (D)	既県補助金受領額 (E)
() 円	() 円	() 円	() 円	円

※上段()内には、変更前の金額を記入すること。

※「交付金対象事業」について、国交付金の交付決定年度が異なる場合には、内訳を記載する。

2. 変更の理由

3. 関係書類

- ① 事業(変更)実施計画書(第2号様式)
- ② 変更収支予算書又はこれに代わる書類
- ③ 前回交付決定通知書(写)

(第4号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市
市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
〔道路・地域振興施設〕整備事業)中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け環整第 号をもって交付決定のあった令和 年度一般廃棄物
最終処分場整備促進対策事業費補助金〔道路・地域振興施設〕整備事業)について、次のとおり事
業の〔中止・廃止〕を申請します。

1. 補助対象事業名
2. 中止又は廃止の理由
3. 中止又は廃止の額

当初(変更後)の 事業費 (A)	中止又は廃止後		
	事業費 (B)	国交付金 (C)	国交付金を除いた額 (D)=(B)-(C)
円	円	円	円
県補助金交付決定額 (E)	既県補助金受領額 (F)	過不足額 (G)=(E)-(F)	
円	円	円	

(第5号様式)

令和 年 月 日
番 号

笛吹市長 殿

山梨県知事



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業) 交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあったこのことについては、一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

1. 交付決定額 _____円
2. 補助金の対象となる事業及びその事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
3. 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - 1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
 - 2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止・廃止申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - 3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - 4) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管すること。
 - 5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(第6号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市

市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業) 事業実績報告書

このことについて、一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

1. 補助金実績額 _____円

事業費 (A)	国交付金 (B)	国交付金を除いた額 (C)=(A)-(B)	県補助金交付決定額 (D)
円	円	円	円
既県補助金受領額 (E)	県補助金精算額 (F)=(D)-(E)		
円	円		

2. 関係書類

- ① 事業報告書 (第7号様式)
- ② 精算書又はこれに代わる書類
- ③ その他添付書類

(第7号様式)

令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業) 事業報告書

事業実績	
事業実施期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
全体事業費	円
県費補助額	円
事業箇所	笛吹市境川町〇〇地内
工事実績	延長 L = m 幅員 W = m (標準横断図) 施設概要 (工事平面図)

(第8号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市

市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
（〔道路・地域振興施設〕整備事業）年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け環整第 号をもって交付決定のあった標記事業の令和 年度
実績について、一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第6条の規定により、別紙
（第6号様式及びその関係書類に準ずること）のとおり報告します。

(第9号様式)

令和 年 月 日
番 号

笛吹市長 殿

山梨県知事



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
(〔道路・地域振興施設〕整備事業)の額の確定について(通知)

令和 年 月 日付け環整第 号で交付決定したこのことについては、一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により金 _____ 円に確定します。

(第10号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市
市長



令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金
〔道路・地域振興施設〕整備事業) 概算払請求書

令和 年 月 日付け環整第 号をもって交付決定のあった一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金〔道路・地域振興施設〕整備事業) について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

記

1. 概算払請求書 _____ 円

2. 内 訳

県補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ③=①-②	今回概算請求額 ④	備 考
円	円	円	円	

3. 概算払い請求の理由

4. 支払先

口座振替 振込先銀行名: _____ 銀行 _____ 本・支店
預金種別: [当座・普通] 口座番号: _____
口座名義: _____

(第11号様式)

令和 年 月 日
番 号

山梨県知事 殿

申請者 笛吹市

市長



財産処分承認申請書

令和 年度一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金（〔道路・地域振興施設〕整備事業）に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので一般廃棄物最終処分場整備促進対策事業費補助金交付要綱第10条第2項に基づき申請します。

1. 処分しようとする財産の明細

2. 処分の内容

3. 処分しようとする理由

4. その他必要な書類